

地方交付税法等の一部を改正する 法律の概要 (平成31年度当初予算関連法案)

I 一般財源総額及び地方交付税総額の確保と算定内容の改正 (通常収支分)

(1) 一般財源総額及び地方交付税総額の確保

区分	平成31年度	平成30年度	増減額
一般財源(地方税+地方交付税等)	62兆7,072億円	62兆1,159億円	+5,913億円
うち地方交付税	16兆1,809億円	16兆 85億円	+1,724億円
臨時財政対策債	3兆2,568億円	3兆 9,865億円	▲7,297億円

- 一般財源総額について、平成30年度を上回る62.7兆円を確保
- 地方交付税総額について、16.2兆円を確保
(主な措置)
 - ・地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 1,000億円
 - ・一般会計による加算措置(既往法定加算等) 2,633億円
- 臨時財政対策債の発行を前年度より0.7兆円減とし、大幅に抑制
- 交付税特別会計借入金について、平成31年度は1,000億円増額して5,000億円を償還

(2) 算定内容の改正

- 平成31年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額等を改正

(3) 地方特例交付金の拡充

- 消費税率引上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減に伴う減収を補填するため、地方特例交付金を拡充

【地方交付税法、特別会計に関する法律、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律】

II 震災復興特別交付税の確保 (東日本大震災分)

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を措置するため、震災復興特別交付税を4,049億円確保

※ 平成31年度に確保する額 : 3,250億円
平成30年度に確保した額のうち年度調整分 : 799億円

【地方交付税法】

施行期日 平成31年4月1日